

## 第1回アジア太平洋刑事司法フォーラムの開催会場の公募について

令和3年7月  
法務省大臣官房国際課

法務省大臣官房国際課では、令和4年2月に第1回アジア太平洋刑事司法フォーラムの開催を予定しており、本フォーラムの会場について、下記のとおり公募しますので、応募方法に従ってお申し込みください。

記

### 1 第1回アジア太平洋刑事司法フォーラムの目的等

本フォーラムは、アジア太平洋地域に焦点を当てた、実務家のための政府間フォーラムであり、刑事共助を主管する中央当局及び矯正・更生保護の主務官庁により構成される。技術支援機関もその対象に含まれる。本フォーラムは、実務家間の直接の対話の促進を目的とした定期的（年1回）な会合を開催することにより、①法制度・実務運用に関する基本的理解を深め、②相互信頼と友好関係を構築し、③ベストプラクティスや教訓を共有し、④課題の特定と、国際協力のための解決策を模索することを目的とする。

### 2 第1回アジア太平洋刑事司法フォーラムの概要

(1) 開催日時：令和4年2月14日（月）及び同月15日（火）

(2) 参加者：来場参加者 120～180名程度

各国次官級1名、実務者（課長級）2名及び随行者5名並びに国内参加者を予定

その他オンラインによる参加を予定

(3) スケジュール（案）

令和4年2月13日（日）

会場設営・リハーサル

令和4年2月14日（月）

受付開始 (午前9時)

開会式・全体会合 (午前10時)

サイドイベント (午後1時30分)

分科会 (午後3時)

1日目終了 (午後6時)

令和4年2月15日（火）

分科会 (午前10時)

サイドイベント (午後1時)

分科会 (午後2時30分)

全体会合・閉会式 (午後5時30分)

全日程終了 (午後6時)

撤去作業

(午後10時)

### 3 会場の条件

以下の条件を備えた会場を確保できること。

#### (1) 会場全体の条件

ア 法務省（千代田区霞が関1-1-1）から直線距離で2キロメートル以内に所在していること。

イ (2)の条件を満たす会場・施設等を確保すること（各会議場の附帯設備（音響・照明等）の使用を含む。）。

ウ 建物内にエレベーター又はエスカレータを備えていること。

エ 敷地内に駐車場又は駐車場所を有すること。

オ 会場内において、セキュリティの確保された高速インターネット環境（有効転送速度1 Gbps 以上）を確保できること。

カ 空調設備等、施設のトラブルに対し、対応できる職員が当日に常駐していること。

キ 国際連合が主催する会議の会場を提供した実績があること。

ク 閣僚又は次官級が参加する国際会議の会場を提供した実績があること。

#### (2) 各会場・施設等の条件

##### ア 会議会場

(ア) 全体会合用会議室

必要数：1

想定人数：180名程度

広さ：1300㎡以上

- その他：
- ・ 想定人数を収容できる能力（座席）を有すること。
  - ・ 必要な机・椅子を備えていること。
  - ・ 会場内にステージ（舞台）を設置できること。
  - ・ 音響・照明設備，AV機器を備えていること。
  - ・ 講演者卓，司会者卓，複数の有線マイク及び無線マイクを備えていること。
  - ・ プロジェクター，スクリーンを備えていること。
  - ・ 仕切り等によって同会議室を2分割利用することで，下記（イ）分科会合用会議室の条件を満たす会場を用意することができる場合は，下記（イ）分科会合用会議室は不要。
  - ・ 通訳ブースが常設され，または設置できること。

(イ) 分科会合用会議室

必要数：2

想定人数：80名程度（1室当たり）

広さ：650㎡以上（1室当たり）

- その他：
- ・ 想定人数を収容できる能力（座席）を有すること。
  - ・ 必要な机・椅子を備えていること。

- ・ 会場内にステージ（舞台）を設置できること。
- ・ 音響・照明設備，AV機器を備えていること。
- ・ 講演者卓，司会者卓，複数の有線マイク及び無線マイクを備えていること。
- ・ プロジェクター，スクリーンを備えていること。
- ・ 通訳ブースが常設され，または設置できること。

(ウ) サイドイベント用会議室

必要数：1

想定人数：40名

広さ：300㎡以上

- その他：
- ・ 想定人数を収容できる能力（座席）を有すること。
  - ・ 必要な机・椅子を備えていること。
  - ・ 会場内にステージ（舞台）を設置できること。
  - ・ 音響・照明設備，AV機器を備えていること。
  - ・ 講演者卓，司会者卓，複数の有線マイク及び無線マイクを備えていること。
  - ・ プロジェクター，スクリーンを備えていること。
  - ・ 通訳ブースが常設され，または設置できること。

イ 来賓等控室

必要数：2

想定人数：8名（1室当たり）

広さ：30㎡以上（1室当たり）

その他：必要な机・椅子を備えていること。

ウ 参加者等控室

必要数：3

想定人数：40名程度（1室当たり）

広さ：40㎡以上（1室当たり）

その他：必要な机・椅子を備えていること。

エ スタッフ控室

必要数：5

想定人数：8名程度（1室当たり）

広さ：10㎡以上（1室当たり）

その他：必要な机・椅子を備えていること。

4 会場借用期間等

(1) 会場借用期間

ア 上記3(2)ア(ア)及び(イ)について

令和4年2月13日(日)午後1時から同月15日(火)午後10時まで

イ 上記3(2)ア(ウ), イないしエについて

令和4年2月14日(月)午前8時から同月15日(火)午後6時まで

(2) 会場使用時間

ア 上記3(2)ア(ア)及び(イ)について

令和4年2月13日(日)午後1時から同10時まで

令和4年2月14日(月)午前8時から午後7時まで

令和4年2月15日(火)午前9時から午後10時まで

イ 上記3(2)ア(ウ), イないしエについて

令和4年2月14日(月)午前8時から午後7時まで

令和4年2月15日(火)午前9時から午後6時まで

## 5 施設使用に係る借料の支払条件

(1) 本公募による支払いは、施設使用料及び附帯設備使用料とする。

(2) 施設使用后、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に指定金融機関の口座に振り込むものとする。

## 6 応募方法

本件公募に当たり、説明会の開催は予定していない。

応募方法等について質問がある場合は、下記(2)の担当者まで電話又はメールで問合せの上、応募者については、申込書(別添1)、実施証明書(別添2)及び証明資料を下記(4)のとおり提出すること。

なお、今回の申込書等の作成・提出に係る一切の経費は応募者の負担とする。

また、提出された書類等は採否にかかわらず返却しない。

(1) 申込書等提出期日

令和3年8月16日(月)午後6時必着

(2) 問合せ・申込書等提出先

法務省大臣官房国際課 担当：高橋，竹蓋

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 20階

電話 03-3580-4111 内線(6782)

メールアドレス h.takahashi.f67@i.moj.go.jp

(3) 応募資格

ア 自社で上記3の条件を満たす会場を保有し、運営する者であること。

イ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

ウ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

エ 法務省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 申込書等提出方法

申込書等書類一式については、(2)の担当者までに直接(持参)又は郵送により3部(正本1部及び副本2部)提出するものとする。

関連資料には、次の項目について必ず明記すること。

- ア 標題は、「第1回アジア太平洋刑事司法フォーラム会場の公募に関する書類」とし、同書類を作成した担当部署及び責任者を明示すること。
- イ 書類に関する連絡先（担当者、電話番号等）を明記すること。
- ウ 「実施証明書」については、事実を証明する資料を添付すること。

## 7 選定方法

- (1) 提出された書類の内容等について、当省の担当者から質問をすることがあるので、速やかに対応すること。
- (2) 応募後、必要に応じて、電話等による照会、追加資料の提出依頼、施設の見学等を行う場合がある。
- (3) 提出書類の審査や施設の実地調査により、上記3に掲げる各条件を具備し、借料、交通の利便性、本フォーラムを実施するに相応しいか等を総合的に判断し決定する。  
なお、借料が周囲の一般的な施設と比較し、はるかに高額な場合や、予算上借用不可能と見込まれる場合等においては契約しない場合がある。
- (4) 審査結果については、応募者全員に8月23日（月）頃に連絡する。

以 上